

柏市立光ヶ丘小学校 いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

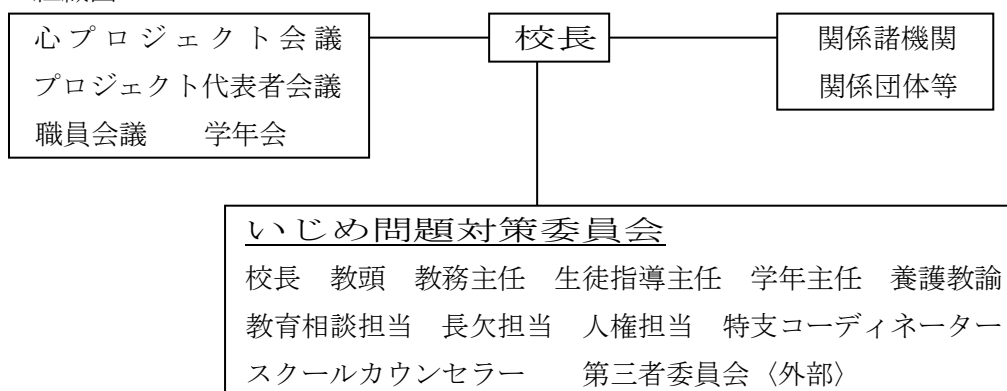
「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つこと
「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つこと

上記の考えのもと、光ヶ丘小では全ての職員が共通認識を持ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

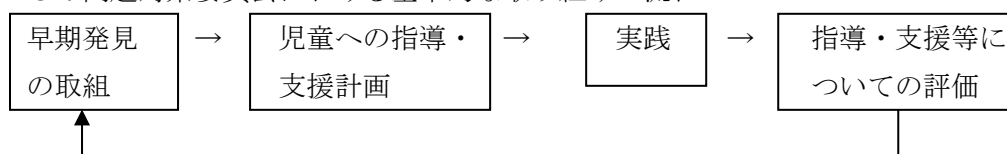
いじめ防止のための基本方針として、以下の8つのポイントをあげます。

- ① 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とします。校内の人間関係が原因である場合、起こった場所は学校の内外を問いません。以上の認識を全職員が持ちます。
- ② いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ③ 「いじめをすること」「いじめと知っていて放置すること」の禁止について意識させます。
- ④ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ⑤ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ⑥ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたります。
- ⑦ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたります。
- ⑧ いじめ防止対策推進法や千葉県いじめ防止対策推進条例を遵守していじめ問題への対応にあたり、正確に説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行いません。

(2) 組織図



*いじめ問題対策委員会における基本的な取り組みの流れ



(3) いじめの未然防止について

いじめ未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。ということは、日々の学校生活の改善から未然防止は始まります。具体的には、過度の競争意識、勝利至上主義等を求めず、わかる授業づくりを進める、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する、などです。

*主に学校・教師に求められること

- ① 児童、保護者への啓発活動を行います。(学校だより、学年だより等)
- ② すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめをはじめとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながります。そのためにも「わかる授業」の展開に努めます。
- ② チャイムが鳴ったら、着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導を行います。(基本的生活習慣・学習習慣を身に付けさせる。)
- ③ 児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりするおそれがあるので、教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動をなくすよう最大限努力します。
- ④ 道徳教育、人権教育に計画的に取り組み、いのちを大切に作るキャンペーン等を通していじめ防止の指導を行います。
- ⑤ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する要因にもなるので、児童には、過度の負担を掛けないように心掛けます。

*主に児童に育むこと

- ① 友人関係、集団づくり、社会性の育成を図ります。
- ② 他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自ら計画を立てたり取組内容を創意工夫したりして実行に移します。
- ③ いのちを大切に作るキャンペーンや児童会の取組など、児童からの提案を生かします。

(4) いじめの早期発見について

いじめのサインは、いじめを受けている児童本人からも、いじている児童からも出ています。また、短期間であっても、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じれば、まず、いじめがあったという認識のもとに対応していきます。

- ① 定期的なアンケートの実施(月に1回実施)
 - ・アンケートに書きにくい場合は、別の方法で伝えてよいことを知らせます。
 - ・インターネットを通じたいじめについての質問項目も入れます。
- ② 個別面談や教育相談を通して、早期発見に努めます。
全員の児童と各学期に1回以上の教育相談を行います。
- ③ いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する体制をつくります。また、保護者面談や電話連絡など、保護者との連絡を密にします。
- ④ 上記の他、休み時間など、授業時間外での人間関係の観察などを通し、日常的にいじめの早期発見に努めます。

(5) いじめの相談・通報の体制

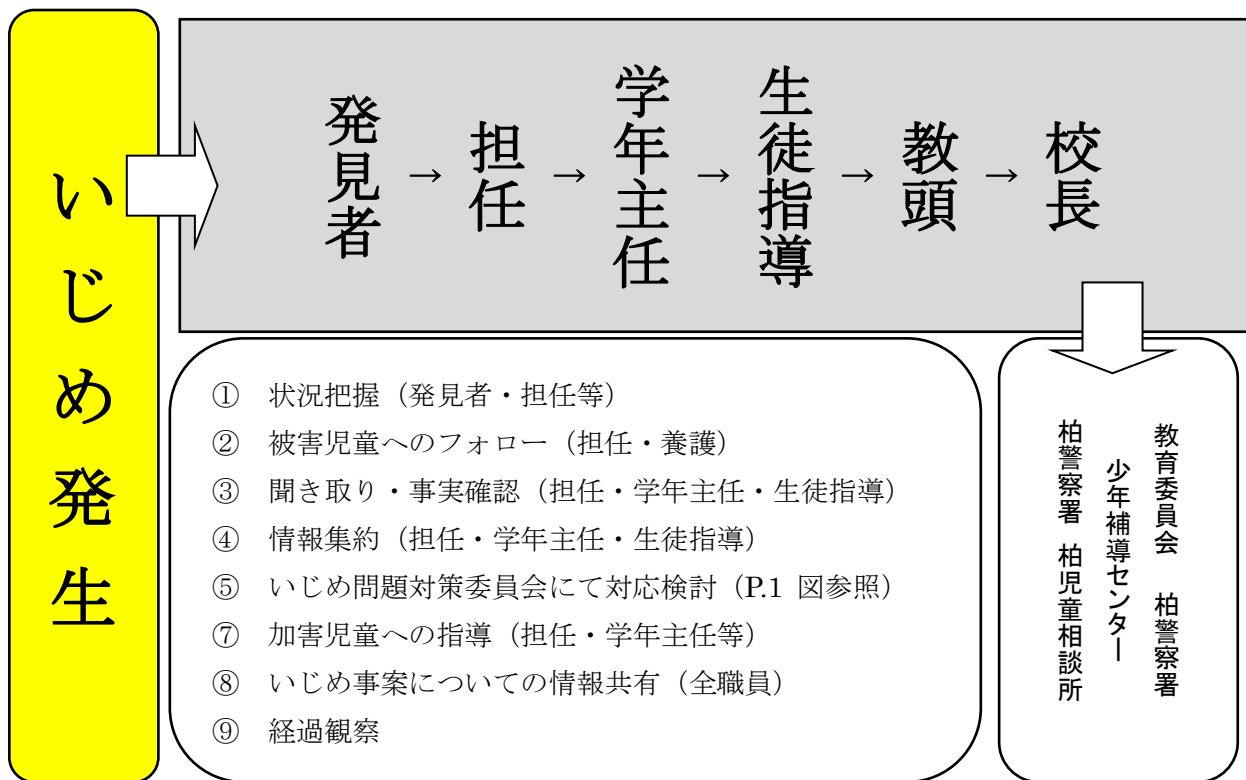
○ 光ヶ丘小学校におけるいじめの相談・通報窓口（7173-7130）

・担任，校長，教頭，生徒指導主任，養護教諭，スクールカウンセラー等が内容に応じて対応します。

・学校以外の電話等相談窓口

窓口・連絡先	備 考
<input type="checkbox"/> 柏市少年補導センター 04-7164-7571	(平日午前8時30分～午後5時15分)
<input type="checkbox"/> やまびこ電話柏 04-7166-8181 (ハイハイ)	(平日午後1時～7時)
<input type="checkbox"/> 24時間子供 SOS ダイヤル 0120-0-78310	(24時間対応)
<input type="checkbox"/> 千葉県警少年センター電話相談 0120-783-497	(平日午前9時～午後5時)
<input type="checkbox"/> 千葉いのちの電話 043-227-3900	(24時間対応)
<input type="checkbox"/> 日本いのちの電話 0120-783-556	(毎月10日午前8時～翌日午前8時)
<input type="checkbox"/> 日本いのちの電話 0570-783-556	(毎日午前10時～午後10時)
※全国各地のいのちの電話センターのうち、空いている電話につながります。	
<input type="checkbox"/> こどもの人権110番 0120-007-110	(平日午前8時30分～午後5時15分)
<input type="checkbox"/> 柏市少年補導センター いじめeメール相談	スマホはこちらから
http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/285000/p018759.html	
	

(6) いじめ対応のフローチャート



*いじめ加害児童や周辺児童への聞き取りについて

- ① 聞き取りは複数の教員で行います。
- ② 記録を保存します。（手書き、パソコン）
- ③ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけないように、注意します。
- ④ いじめの調査結果について被害児童、保護者へ情報を提供することや被害児童、保護者へいじめの事実を通知することを伝えます。

(7) いじめの指導

いじめられた児童への対応

- ① 事実関係の把握
いじめられている児童の立場や発達段階を考慮して丁寧に聞き取りを行います。
- ② 安全確保と全面支援(心のケア)
緊急性や深刻さを考慮して、場合によっては、緊急避難的処置として別室登校（サポーター室・保健室等）も検討します。（スクールカウンセラーの活用）
- ③ いじめられた被害者の保護者への支援も行います。

いじめた児童への対応

① 事実関係の把握

冷静かつ客観的に、事実と経過を確認します。

② 関係者への報告と確認

③ 指導方針の立案と共通理解

指導に当たっては、いじめの態様に応じた適切な対応を行います。

「冷やかし」「からかいへ」の対応

* 発達上の個人差や性格、行動等を口実にしている場合が多いと思われます。周囲の同調や受けた本人の表情から表情が見取れずに、教師が見過ごしてしまうこともあります。そのため、いじめているという認識が希薄になりがちです。

したがって、指導に当たっては、事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに、相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させることが必要です。

「仲間はずれ」「集団による無視」「持ち物隠し」への対応

* 「約束を破った」「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実にしている場合が多いです。いじめている児童の側は、集団の秩序維持と協調性を求めている点で正当性を主張します。制裁の手段としての意識も強く、いじめの認識が全くない場合もあります。

指導に当たっては、まずは、当事者の不満や不信を傾聴し受容します。その上で、よりよい解決策を導き出すことが必要です。

「言葉での脅し」「たかり」「暴力」

* 力関係が固定化し、いじめがエスカレートした状態と考えられます。「恐喝」「暴行・傷害」など刑法に触れる犯罪行為にも当たることがあります。いじめによる自殺の背景には、このような犯罪行為があることが少なくありません。

したがって、指導に当たっては、関係機関との連携が不可欠です。児童相談所や警察との連携によって、出席停止等の処置を含めた毅然たる対応が必要です。

周りの児童に対しての指導の在り方

① 共感的人間関係づくりに努めます。

② 全員が当事者であることを理解させます。

③ 自己存在感が味わえる学級づくりに努めます。

(8) 重大事態への対処について

* 重大事態の基準

○いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

(児童が自殺を企画した場合等)

○いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)

* 重大事態が発生した場合の対応

発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長

校長 → 柏市教育委員会 児童生徒課 → 教育長 → 市長

* 緊急時には、臨機応変に対応します。

* 必要に応じて警察等関係機関に通報し、連携をとります。

* 学校いじめ対策組織を招集します。

(9) 公表，点検，評価等について

- ① 光小いじめ防止基本方針をホームページで公表します。
- ② 年度ごとにいじめに関する調査や分析を行い，これに基づいた対応をとります。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者，児童，職員で評価します。
- ④ 状況や実態に応じて，光小いじめ防止基本方針の見直しを図ります。

(10) 年間指導計画について

別紙参照

令和2年. 5. 1 改訂